（平成２７年７月１７日
大学院工学府学務委員会決定）

博士後期課程工学専攻の早期修了予定者の専攻内での審議及び学位論文審査の専攻内審査の取り扱いについて

博士後期課程工学専攻の早期修了予定者の専攻内での審議及び学位論文審査の専攻内審査については、次のとおり取り扱うこととする。

１　早期修了予定者の専攻内での審議及び学位論文審査の専攻内審査は、学生が便宜的に所属する各領域でも責任をもって対応することとする。

２　早期修了予定者の専攻内での審議については、学生が所属する領域の学務委員が、「早期修了申請書」の（確認者）学務委員　欄で確認する。

３　学位論文審査の専攻内審査において、博士前期課程の専攻長を、学生の所属する領域の専攻内審査代表者とする。

４　専攻内審査代表者は、専攻内審査結果及び学位論文審査委員会委員候補者の推薦について、「学位論文専攻内審査結果報告書」及び「学位論文審査委員会委員候補者推薦書」の（確認者）　欄で確認する。

５　この取り扱いは、平成２７年７月１７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。